

平成 26 年度
第 1 回米軍施設環境対策事業検討委員会

～平成 26 年度事業実施計画について～

平成 26 年 9 月 11 日

沖縄県環境部環境政策課基地環境特別対策室
いであ(株)・エキスティックエピセンター(株)共同企業体

第1章 事業概要

1.1 事業名

平成 26 年度米軍施設環境対策事業

1.2 事業目的

米軍施設に関する各種調査を行うとともに米軍施設における環境情報の構築を図り、環境対策方針を整備しながら、国と連携した新たな環境保全のしくみ並びに米軍施設及びその周辺の環境情報をまとめた環境カルテを作成するため、これらに関する様々な資料や情報を収集し、及び整理することを目的とする。

1.3 本業務の全体像

本業務の実施方針について次に示す。

○業務全体について

- ・ 沖縄県として、確実な課題解決に向けた施策が講じられるよう、資料の収集整理・分析及び海外調査・ヒアリングを行う。
- ・ 本業務を進める上でバックグラウンドとなる重要な日米政府間の政治的取決め状況についても整理を行う。

○環境情報の収集整理・分析について

- ・ 在日米軍施設に関する情報は、アメリカ国立公文書館等における資料収集や政府機関等への情報開示請求、ハワイ州政府等地元地方政府にヒアリングを行うことを基本とする。

○国内ヒアリング、海外調査・検討委員会について

- ・ 環境問題に対する地元自治体や調査研究機関、シンクタンクなどを視野に、沖縄に類似した米軍基地のある場所等への実地調査を行う。また、調査を実施するに当たって、適切な指導及び助言を得るために、検討委員会を設置する。

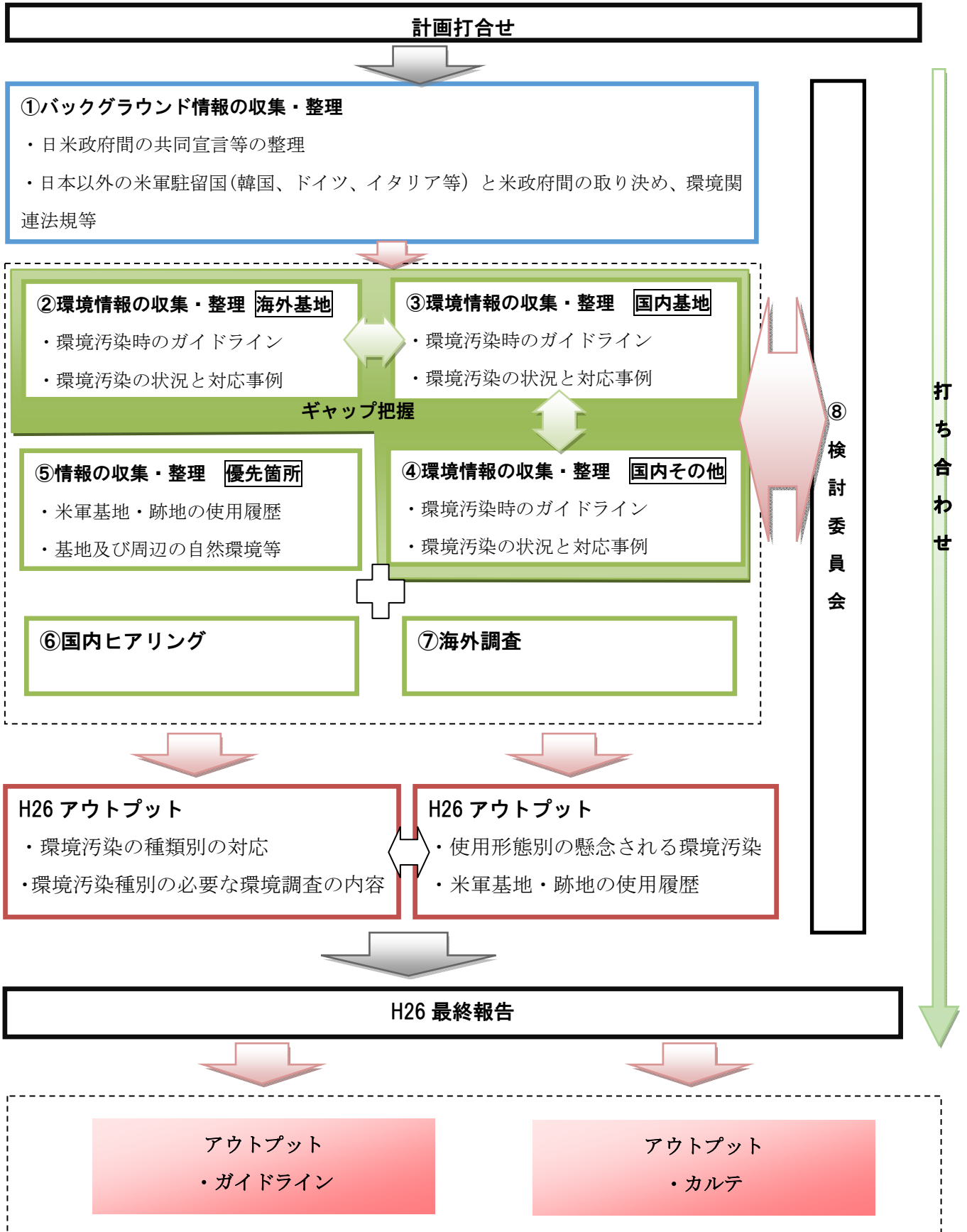


図 1-1 実施方針のフロー

第2章 米軍施設にかかる環境情報の収集

2.1 アメリカ及び諸外国の米軍施設の環境情報に関する資料の収集及び整理

(1) バックグラウンド情報の収集

ガイドライン及びカルテの作成に向けて、日米政府間及び日本以外の米軍駐留国（韓国、ドイツ、イタリア等）と米政府間の政治的取り決めや環境関連法規等について優先的に収集すべき情報について、収集・整理する。

例）日米地位協定、ボン補足協定、渉外知事会の環境特別協定締結に向けた取組等

(2) 環境情報の収集・整理（海外基地・国内基地・国内その他）

環境情報の収集・整理にあたっては、「海外基地」、「国内基地」及び「国内その他」における環境情報の収集・整理を行う。

1) 収集・整理方針

① 収集・整理する環境汚染の種類

基地返還予定地等で発覚した環境汚染の対応状況や事故発生時の対応状況について表 2-3 の汚染分類を参考にしつつ、今後業務を進める中で優先順位の高いものから事例を収集する。

表 2-1 米軍基地の係る環境汚染の例示

汚染の由来	環境汚染の種類
基地の存在によるもの	PCB 等有害化学物質の保管・廃棄
	油脂類の漏出
	六価クロム等による土壌汚染
	赤土等流出
	射撃場における鉛等の汚染及び山林火災
	解体工事に伴うアスベスト暴露
	航空機騒音
事故によるもの	山林火災によるもの
	航空機事故によるもの
その他	米軍基地内の廃棄物集積場
	調査時に判明したもの 等

2) ガイドライン関連

① 国外の米軍基地に関する調査

対象国もしくは地域

アメリカ及び諸外国の米軍施設の環境情報に関する資料の収集及び整理を行う。返還予定地及び返還跡地で発覚した環境汚染の対応状況や事故発生時の対応状況について事例を収集する。情報収集については、以下の表 2-2 に示す国を対象に重点的に情報収集を行う。

表 2-2 環境情報の収集整理対象国等

国名もしくは地域	検討の優先度	理由
a. アメリカ本国	高	自国内の軍施設から発生する環境問題についての取り組み、規制、法整備について整理する必要がある。
b. 韓国	高	在韓米軍基地の返還跡地における土壌汚染除去など、環境問題の責任について、日本と同様の問題を抱えながら、アメリカ政府と交渉し、進展をした経緯が参考となる。
c. オーストラリア	高	観光先進国であり、同盟国の米軍が駐留することによる環境問題と地位協定についての比較対照の良い参考となる。
d. ハワイ	高	環境の取組先進国であり独自の文化・歴史・民族の土地に近代的軍施設である太平洋艦隊、4軍が常駐しているため、国際的観光地としての環境とのバランスを参考とする。
e. ドイツ	中	ボン補足協定が締結されているが、運用実態が不明であるため。
f. イタリア	中	地位協定の運用実態等が参考となる可能性があるため。
g. ベトナム	中	アメリカが有害化学物質の処理に関与しているため。
h. フィリピン	中	米軍基地跡地周辺では、汚染問題が顕在化していたため。

② 国内の米軍基地に関する調査

(ア) 対象とする環境汚染

返還予定地等で発覚した環境汚染の対応状況や事故発生時の対応状況について事例を収集する。表 2-3 に関する県内基地の情報を県外にて収集することを優先的に行う。

表 2-3 米軍基地に係る環境汚染の例示

汚染の由来	環境汚染の種類
基地の存在によるもの	PCB 等有害化学物質の保管・廃棄
	油脂類の漏出
	六価クロム等による土壌汚染
	赤土等流出
	射撃場における鉛等の汚染及び山林火災
	解体工事に伴うアスベスト暴露
事故によるもの	山林火災によるもの
	航空機事故によるもの
その他	米軍基地内の廃棄物集積場
	調査時に判明したもの 等

(イ) 米軍統治時代の文書等

(a) USCAR 文書

USCAR 文書とは、沖縄統治のため、それまでの軍政府に替わり 1950 年 12 月に設置された、米国政府の民政機関 United States Civil Administration of the Ryukyu Islands (琉球列島米国民政府、略称 USCAR) の行政文書を指す。1972 年 5 月の沖縄の日本復帰をもって USCAR は消滅し、USCAR 文書は一部を除いて米国ワシントン DC の米国立図書館に移された。沖縄県公文書館には、民政文書が保存されている。

(b) 詳細地形図

戦後、米軍により 1/4,800 の地形図が作成されている。

(c) 航空写真

戦前及び戦時中の写真が沖縄県公文書館に保管されている。

(d) その他

測量図、大正時代の地図等が沖縄県公文書館に保管されている。

③ 国内その他

基地以外の工場等において発覚した環境汚染の対応状況や、法令、ガイドライン等のマニュアルを収集・整理する。一部の法律、条例の中の基準値と JEGS との比較を行い、基地に由来する環境汚染の調査の参考とする。

表 2-4 検討対象とする法令の例

作成主体の別	法令名称
法律	・ 土壌汚染対策法
	・ 労働安全衛生法 石綿障害予防規則
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	・ 水質汚濁防止法
	・ ダイオキシン類対策特別措置法
	・ 大気汚染防止法 等
沖縄県条例	・ 沖縄県生活環境保全条例
	・ 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例（上乘せ排水基準） 等
その他指針等	・ 油汚染対策ガイドライン
	・ 埋設農薬調査・掘削等マニュアル 等

3) カルテ関連

国内の米軍施設の環境情報に関する資料として、基地・跡地の使用履歴について調査する。過去に沖縄県によって行われた様々な「米軍基地関連調査」から、特に環境問題に言及した部分を取り上げ検証し、正確な情報の収集を図る。沖縄県内に所在する基地の改変履歴や使用履歴の情報収集を行う。

調査では、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（平成 25 年 4 月 5 日）」で、嘉手納飛行場より南の返還予定の施設や、過去に環境汚染の問題があった施設・地区を優先的に資料の収集・整理を行う。

※資料収集予定先（案）

- ・ 国立国会図書館、アメリカ国立公文書館、国防省及び関連施設